

神奈川県労働局発表
平成30年9月27日

| | |
|--------|----------------------|
| 担 当 | 神奈川県労働局雇用環境・均等部 |
| | 指導課長 黒沢 武 |
| | 雇用環境改善・均等推進指導官 中橋 明子 |
| | 電話 045-211-7380 |

神奈川県ハラスメント撲滅キャラバンの実施について

厚生労働省では、平成30年4月1日から12月28日までの間に「全国ハラスメント撲滅キャラバン」と銘うち、全国の都道府県労働局において説明会の実施や相談窓口を開催することとしています。

神奈川県労働局（局長 三浦 宏二）では、平成30年11月1日から12月28日までを「神奈川県ハラスメント撲滅キャラバン」の取組期間として、企業経営者、人事労務担当者、労働者の皆様に、ハラスメント防止について一層の周知、啓発を図ることとしました。

昨今の労働局に寄せられる相談を見ると、職場におけるセクシュアルハラスメントに加え、パワーハラスメントやいわゆるマタニティハラスメント（妊娠・出産、育児休業等を理由とするハラスメントや不利益取扱い）に関する相談やトラブルが急増しています。

こうした中、平成29年1月1日より、改正男女雇用機会均等法及び改正育児・介護休業法が施行され、職場における妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント防止措置を講じることが事業主に義務づけられています。

当局の取組内容は以下のとおりです。

1. ハラスメント対応特別相談窓口の開設

事業主・労働者双方から、職場におけるセクシュアルハラスメントや妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント及びパワーハラスメントに係る相談を受け付ける特別相談窓口を平成30年11月1日～12月28日まで開設します。

→詳しくは別紙1

2. 職場のハラスメント総合対策セミナーの開催

日時：平成30年11月9日（金） 13:30～16:00

場所：横浜第2合同庁舎1F 共用第2会議室

（横浜市中区北仲通5-57）

→詳しくは別紙2

ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！

神奈川県労働局開設期間：平成30年11月1日（木）～平成30年12月28日（金）

働く人も、企業の担当者も、ご相談ください！

たとえば・・・

働く人

企業の担当者

セクハラについて社内の相談窓口にご相談したら「それくらいのことは我慢しろ」と言われた。

育児短時間勤務をしていたら同僚から「あなたが早く帰るせいで、まわりは迷惑している。」と何度も言われ、精神的に非常に苦痛を感じている。

長時間にわたって、繰り返し執拗に叱られてつらい。



妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの相談を受けたが、会社としてどうすればよいのだろうか。

セクハラや妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの防止措置は、会社としてなにをする必要があるのだろうか。パワハラも対策に含めた方がよいのだろうか？

セクシュアルハラスメント（セクハラ）とは
職場において、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗（しつよう）な誘い、身体への不必要な接触など、意に反する性的な言動が行われ、拒否したことで不利益を受けたり、職場の環境が不快なものとなることをいいます。

パワーハラスメント（パワハラ）とは
同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えられたり、職場環境を悪化させられる行為をいいます。

妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱い、および妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントとは

妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等を理由として、事業主が行う解雇、減給、降格、不利益な配置転換、契約を更新しない（契約社員の場合）といった行為を「不利益取扱い」といいます。

また、妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動を行うことを「ハラスメント」といいます。

このほか・・・

- 働く人
- 働く人 企業の担当者
- 企業の担当者

- ◆ 妊娠を報告したら、事業主から「退職してもらおう」と言われました。
- ◆ 非正規の社員も、産休・育休を取れるのでしょうか？
- ◆ 会社として、妊娠等した労働者に、このような取扱いをしたら、均等法などに違反しますか？

・・・などのご相談にも対応します。

相談して
ください!

都道府県労働局があなたのお力になります!

匿名でも大丈夫 プライバシーは厳守します。

まずは相談してください!! 相談は無料です!



Q. どのような相談ができますか?

A. 職場でのセクシュアルハラスメントや、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いやハラスメントについてご相談いただけます。職場でのパワーハラスメントについてもご相談いただけます。

Q. 女性しか相談できませんか?

A. 男性もご相談いただけます。また、労働者、事業主どちらからのご相談も受け付けます。

Q. 妊娠したら退職を強要されました。相談したら、労働局ではなにををするのですか?

A. 相談者のご希望や状況を踏まえ、会社に事実確認を行い、その状況に応じて会社に働きかけを行います。相談者の了解なしに、会社に相談者の情報を提供することはありません。会社との間に紛争が生じている場合は、労働局長による援助や調停会議による調停などを行っています。

神奈川労働局 ハラスメント対応特別相談窓口

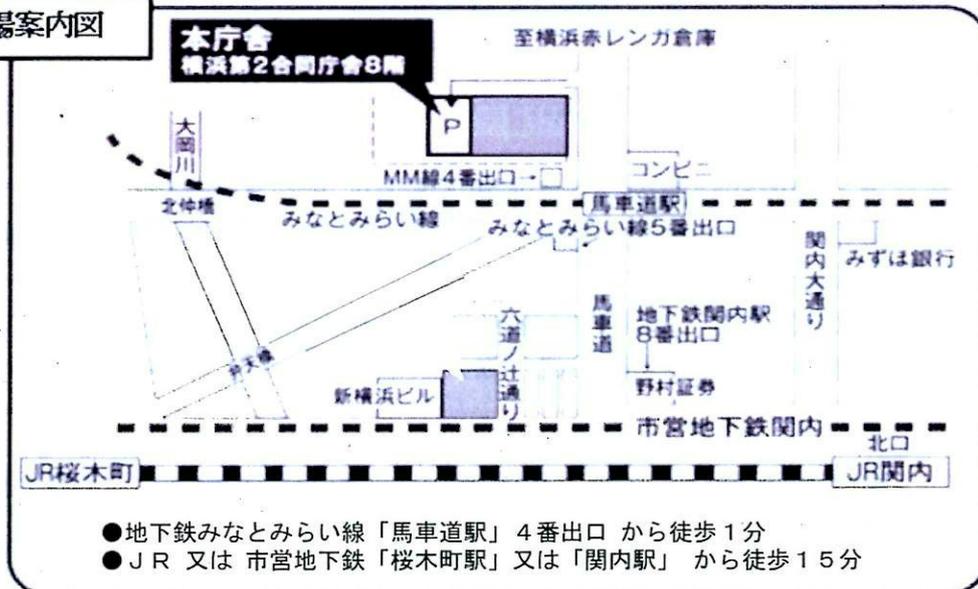
受付時間 8時30分～17時15分 (閉庁時刻)

※時間をかけて、丁寧にご相談に対応しています。
できるだけお早めにお電話またはご来庁ください。

電話番号 045-211-7380

住所 〒231-8434 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎13階

会場案内図



全国ハラスメント撲滅キャラバン（紛争自主解決支援セミナー）

職場のハラスメント総合対策セミナー

～職場のハラスメントに関する基礎知識と適切な対応方法～

**参加費
無料！**

ここ数年、労働局に寄せられる相談を見ると、職場のセクシュアルハラスメントに加え、いわゆるマタニティハラスメント（妊娠・出産、育児休業等を理由とするハラスメントや不利益取扱い）やパワーハラスメントに関する相談やトラブルが急増しています。

本セミナーでは、職場で起こったハラスメント事例を題材に、実践的な防止対策や対応方法について学んでいただきます。実際の現場で活躍中の講師がここだけはおさえておきたいポイントをわかりやすく解説します。

事業主や労務管理担当者など多数の皆様のご参加をお待ちしております。

◇「職場におけるハラスメント対策」

～ 事例から考えるマタニティハラスメント、パワーハラスメント
対応のポイント ～

★筑波大学ビジネスサイエンス系 准教授 渡邊 絹子 氏
（神奈川紛争調整委員会あっせん委員）

◇ 神奈川管内のハラスメント紛争状況報告、ハラスメント防止措置（就業規則作成）の講じ方 等

①個別労働紛争解決制度の利用状況、最近の傾向等

②男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法が義務付けているハラスメント防止措置のポイント等

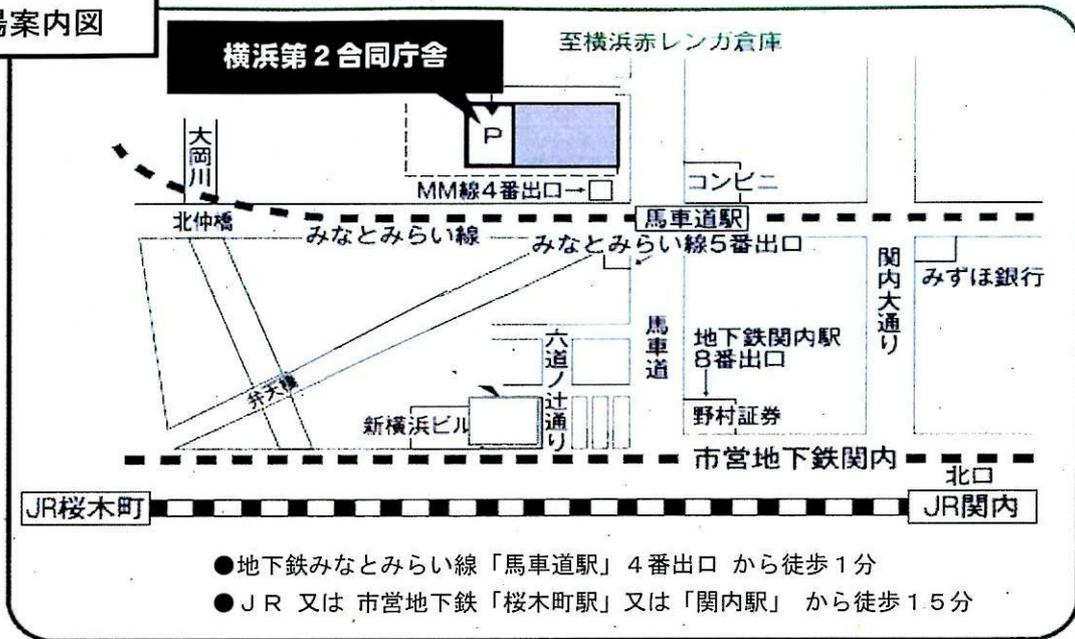
（講師） 神奈川労働局雇用環境・均等部指導課
均等推進指導官、労働紛争調整官
神奈川県かながわ労働センター担当職員

日 時 平成30年11月9日（金）13:30～16:00
場 所 横浜第2合同庁舎 1F 共用第2会議室（横浜市中区北仲通5-57）
定 員 120名
参加費 無料
問合せ先 神奈川労働局雇用環境・均等部指導課
☎045-211-7380

参加申込みは、裏面の「参加申込書」によりお申込みください。

〈主催 厚生労働省神奈川労働局・神奈川県〉

会場案内図



参加申込み

参加申込書にご記入の上、FAXにより神奈川労働局雇用環境・均等部指導課へお申し込みください。

FAX 045-211-7381

申込期限：平成30年11月2日（金）

※定員（120名）になり次第、締切りとなります。定員に達しましたら、神奈川労働局ホームページにてお知らせいたしますので、ご確認をお願いいたします。定員に達した後にお申込みいただいた方には、当局より電話連絡を差し上げます。連絡のなかった方はそのままご参加いただけます。

11月9日 職場のハラスメント総合対策セミナー 参加申込書

| | |
|-----------------|-----------|
| 事業所名 | |
| 所在地 | 〒 |
| 電話・FAX | 電話 FAX |
| 役職・氏名 (2名まで) | |

※当日は本申込書をご持参ください。

～ご記入いただいた個人情報は、本セミナーに係る連絡のみに使用し、厳密に管理します～